

氏 名 おさか だ ゆう こ
小坂田 裕 子
学位(専攻分野) 博 士 (人間・環境学)
学 位 記 番 号 人 博 第 333 号
学位授与の日付 平成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻 人 間 ・ 環 境 学 研 究 科 文 化 ・ 地 域 環 境 学 専 攻
学位論文題目 国際人権法における多文化主義
——可能性と課題——

(主 査)
論文調査委員 教 授 西 井 正 弘 教 授 佐 伯 啓 思 教 授 西 村 稔

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、被差別集団（同性愛者・性転換者、女性、少数者）によるアイデンティティーの承認と保護の要求について、自由権規約の起草過程から同規約委員会（以下、「委員会」という）の実行までを検討し、その到達点と限界を明らかにする。Charles Taylor 及び Will Kymlicka の議論を基礎とした多文化主義の視点から、各条文をめぐる論点を考察するという方法論をとる。多文化主義の視点を、次のように設定する。第1に、近代自我の孤立性・抽象性を批判し、個人のアイデンティティーを発展させる要素として社会や文化に積極的な価値を認める。第2に、形式的平等を主張する近代人権の虚構性を問題とし、集団のアイデンティティーを保護するための積極的措置をとることにより、被差別集団の抑圧的状況の改善を図ることを主張する。第3に、個人の人権を侵害する要素のある文化に対しても、強制的干渉ではなく、対話による内発的改革を求める。

第1章では、世界人権宣言と国際人権規約の起草過程を検討することによって、人間の尊厳概念の意義とその人間像を明らかにした。宣言の起草者である René Cassin は、共通善による自由の制約を認める Jaques Maritain の人格尊厳理解に依拠していた。しかし Cassin 案は起草作業の過程で修正され、人間の尊厳は、神と理性のいずれにも基づかない多義的な概念とされた。社会や中間集団が個人のアイデンティティー形成に重要な役割を果たすことは、個人の社会に対する義務や中間集団に対する地位を承認する世界人権宣言及び国際人権規約の規定によって認められていることを明らかにした。

第2章では、被差別集団による権利主張を、多文化主義の第1及び第2の視点から考察した。第2章第1節は、同性愛者・性転換者の権利要求について、委員会が採用する解釈方法を、欧州人権裁判所のそれと比較して検討する。委員会の実行においては、性的志向を理由とした処罰や差別が道徳を理由に正当化されないことが確立している。しかし、同性愛者・性転換者による積極的な権利要求までは、委員会によっては認められていない。欧州人権裁判所では、同質性を有する欧州締約国において共通基準が存在するか否かを理由として権利性の判断をおこなっている。委員会は、国際社会に存在する多様な文化や宗教の違いから生じる道徳観念をも考慮しているが、その判断基準は必ずしも明確ではないとする。

第2章第2節では、自由権規約に規定された婚姻における男女平等とイスラム法（シャリーア）との関係について論じ、シャリーアを理由とした男女の取扱いの差異は、委員会において認められていないと結論する。起草過程では、肉体的特性や性別役割分業に基づく男女の取扱いの差異を容認する機能平等論が認められていた。さらに、婚姻における男女平等を規定する自由権規約第23条4項は、その背景となる宗教や文化の多様性を理由に、即時実施を規定した同規約の中において唯一漸進的実施が許容された規定であった。しかし、委員会の実行では、社会的・文化的性差を認めないジェンダー・アプローチが確立している。家父長制を批判する西洋フェミニズムの主張に強く影響された委員会の実行に対しては、抑圧原因の複雑さを指摘し、死活的な食糧・健康・雇用の権利を要求する第三世界の女性の立場が十分に反映されていないことを指摘した。

第2章第3節では、種族的・宗教的・言語的少数者集団のアイデンティティー保護を目的とした積極的措置をとる義務の

有無について、自由権規約第27条の起草過程と委員会の実行における変化を分析した。第27条の起草時には、少数者集団の保護を排除するために個人の権利として規定されていた。1990年以降の委員会の実行では、少数者集団との協議の有無が第27条の違法性判断の基準となっている。少数者集団のアイデンティティー保護を目的とする積極的措置が要請されてきたのは、少数者一般ではなく、先住民族に限定されることを明らかにした。委員会は、先住民族代表と当該政府との協議の存在を重視し、集団内部の意思形成過程の内実を問うていない。この判断方法には、第27条にいう少数者集団に属する個人の権利が軽視される危険性があることを指摘した。

第3章では、政府報告書審査制度において、委員会による当該政府との対話に基づいた人権の実現が図られてきたが、その課題と限界を検討する。委員会は、報告審査における委員会と締約国との「建設的対話」を重視し、委員会の報告審査結果に基づいて政府と市民との対話がなされることの重要性を強調している。締約国において人権状況の内発的改革がおこなわれるためには、報告審査のプロセスの重要な一部として、当該国における政府と市民・NGOとの対話が実現されることが重要である。しかし、対話に基づいた人権の実現方法は、大規模人権侵害や途上国においては、限界があることを示した。

本論文での検討を通じ、次の点が明らかになった。社会や文化に積極的価値を認める多文化主義の第1の視点は、国際人権規約の起草段階において認められ、委員会の実行においても反映されていることを示した。集団のアイデンティティー保護のための積極的措置を要求する第2の視点、及び、対話による内発的改革の誘発を要求する第3の視点については、委員会の実行を通じてとりいれられていることを指摘した。他方で、同性愛者・性転換者及び先住民族の権利について違法性判断基準の問題、並びに女性の権利については第三世界の女性の主張が十分に反映されていないという課題があることを明らかにした。

論文審査の結果の要旨

本学位申請論文は、被差別集団（同性愛者・性転換者、女性、少数者）によるアイデンティティーの承認と保護を求める要求について、自由権規約の起草過程から自由権規約委員会の実行までを検討し、その到達点と限界を考察するものである。本学位申請者は、Charles Taylor 及び Will Kymlicka の議論を基礎に設定した多文化主義の視点で、規約条文をめぐる議論を検討するという方法を採用している。

本論文は、人権の普遍性と文化的相対性の議論の一側面を扱うものである。当該分野では、大沼保昭が「文際的人権論」を提唱し、既存の国際人権法の枠組みを見直すべきことを提唱している。申請者は、国際人権文書の改正が現実的には実現困難であるとして、自由権規約の諸規定において国際社会に存在する多様な文化が共存する可能性と限界を検討する。一般的・抽象的議論にとどまるのではなく、現在の実行を分析し、その限界と課題を具体的に明らかにしようとしている。申請者は、先行研究とは異なる多文化主義の視点から、具体的な検討をおこなっている点に意義が認められる。

第1章では、人間の尊厳概念とその人間像の考察をおこなっている。人権の淵源である人間の尊厳概念について、国際人権法分野においては、従来、その研究は十分にはなされてこなかった。本論文は、世界人権宣言及び国際人権規約の起草過程の検討を通じて、その意味内容及び意義を明らかにしたことが、評価できる。

第2章は、被差別集団による権利主張について、自由権規約委員会の到達点と限界を検討している。第1節は、同性愛者・性転換者の権利要求について、委員会が採用する解釈方法とその問題点を明らかにしている。第2節は、婚姻関係における男女平等とイスラム法との関係を検討している。現在の国際人権法学では、西洋フェミニズムが優勢であり、先行研究には、その普遍的な実現を目指すものも多い。それに対して、本論文は、イスラム国家の多様性や西洋フェミニズムに見られるレイシズムを指摘しており、現在の国際人権法学が見落としている問題を取りあげている点が評価できる。第3節は、第27条の起草過程及び実行の分析を通じて、現在の到達点と残された問題を明らかにしている。先行研究において評価の高い Patrick Thornberry の著作（1991年）では、個人主義的な自由権規約において、集団はアイデンティティー保護を受ける権利を有しないと結論されていた。それに対して、本論文は、先住民族の集団的アイデンティティーを保護するための積極的措置が要請されることを実証している点が評価できる。

第3章では、自由権規約の報告制度において、同委員会により政府との対話に基づく人権の実現が図られてきたが、その課題と限界を明らかにしている。この点は従来の研究にもみられるが、自由権規約の起草過程及び同委員会の実行の分析を

精緻におこなっている点は評価できる。

国際人権法分野における実証研究は、実施監視機関の実行から法解釈を導く傾向が強いが、本論文では、憲法、法哲学、政治思想という隣接学問領域における業績を利用して多文化主義の視点という評価軸を設定し、現在の実行の問題点や課題を明らかにしている点は注目に値する。

以下の点については、申請者の今後の課題である。国際人権法における多文化主義を論じるのであれば、自由権規約に限らず、社会権規約をはじめとするその他の国際人権条約を検討することも不可欠であろう。また、本論文では、少数者の権利や人民の自決の権利と、先住民族の権利との関係性までは明らかにされていない。

本学位申請論文は、文化・社会・歴史環境の総合的な保全発展のための理論的研究を目指して創設された文化・地域環境学専攻環境保全発展論講座にふさわしい内容を備えたものと言える。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成18年1月16日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。